

一般制度年金受給者に対する 疾病保険保険料の設定

(フランス)

これまでの経緯

国民議会はさる12月4日、社会保障財政に関する各種の措置を定めた政府提出法案の審議を行った。この法案の主たる狙いは、現在は保険料の拠出を事実上免除された上で、医療給付を受けている一般制度の年金受給者からも保険料を徴収することにしようという点にある。

この構想は、1978年12月13日の閣議で決定された一連の社会保障財政措置の中に含まれており、当初は1979年7月1日からの施行が予定されていた。そのため、この措置を実施に移すために必要な法律案が起草され、1979年4月4日の閣議で採択されている。(本誌№45および№46参照)

ところがこの法案は、春の国会には上程されなかった。ちょうどその頃欧州議会の選挙戦が始まったため、政府与党は激しい非難と反対を招きそうなこの法案の上程をさし控えたのである。

法案の主旨と提案理由

法案の骨子は、前述のように一般制度の年金受給者から、疾病保険保険料を徴収する制度を設けようというものである。対象となるのは、一般制度による公的年金だけでなく、補足年金(労使協約による一種の企業年金)もその対象となる。原案では、前者に対しては1%、後者に対しては2%の料率が適用されることになっている。この新保険料によってもたらされる増収は、約16億

と見込まれていた。

政府の説明によると、このような保険料を設けるという原則は、もともと法律に明記されており、今回の法案はこれらの規定を実体化することを目的としている。さらにまたこのような保険料を設けるもう一つの理由は、1945年10月19日の大統領令に示されている「同一収入、同一拠出」の原則にこたえるためである。すなわち同じ退職年金受給者でありながら、制度によって疾病保険保険料を負担する者もいれば、負担しない者もいるという不公平を是正するための措置である。事実、例えば国家公務員の退職者は、一定上限以下の年金収入に対し2.25%の保険料を支払っており、若干の国営企業職員の退職者も1.25%ないし3.90%の保険料を払っている。商人や職人などの自営業者の退職者も、一定上限以上の所得については現役と同率(上限内11.65%この上限の4倍までの所得については7%)の保険料を払っている。退職した農業経営者も、444フランの定額保険料を払っている。つまり1,100万人の退職者中、550万人はすでに保険料を払っているのである。

このような保険料を設定しようとするもっとも大きな狙いは、もちろん医療費の抑制効果にある。パロ保健・社会保障相は、国会においてこの点を次のように述べている。「医療費を抑制し、社会保障の赤字を埋めるための唯一の方法は、医療消費を鎮静化することである。高齢人口は総人口の18%を占めているが、外来診療費の31%、入院費の35%を消費しているのは、これら老人たちである。他方、補足年金制度の普及に伴い、公的年金と併せた被用者の年金水準は、最終純所得の75%に達しており、一世帯当りの高齢者最低所得保障額も月額2,400フランであり、明らかに最低賃金水準を上回っている。

政府提案に対する反対

以上のような政府の提案に対しては、予想通り激しい反対と非難の声があがった。労組や野党はもちろんのこと、後で述べるように与党内部からさえ反対の動きが出たのは注目される。専門家の間でもこの政府提案は評判が悪く、例

えば著名なデュペイルー氏は、この措置は貧者に対する新たな課税であるとし、最低限の生活水準をようやく維持できる程度の所得しか得ていない年金生活者から保険料をとるくらいなら、他の国と比べても低い水準にある税収に占める所得税の比率を高くし、租税収入によって社会保障の赤字を補うべきであるという趣旨の論評をLe Monde紙上(12月6日付)に寄せている。

フランスの与党は、周知のようにジスカル・デスタン大統領の率いる仏民主同盟(U.D.F.)と、シラク元首相を盟主とする旧ドゴール派である共和国連合(R.P.R.)その他から構成される。前二者は表面的に同盟関係にあるが、ともすると敵対関係になりがちであることもよく知られている。この年金受給者の疾病保険料の設定に関する法案の審議に際しても、その敵対関係が露呈した。すなわち、R.P.R.の副総裁ファラ氏は、国民議会の本会議における法案審議に先立ち、同法案を社会委員会に再度付託することを求める動議を提出した。これは明らかに、同法案の成立を阻もうという意図によるものであった。さらにR.P.R.の機関紙には、「政府は法案を抽出しにしまっておくべきである。さもないと、その法案が議会のゴミ箱に直行しないとは保証しかねる」という脅迫めいた論説まで出た。

審議経過

こうした情勢をふまえて、バール首相は最後までR.P.R.との話し合いを続けたが、このままでは法案の成立があやぶまれたため、ついで憲法第49条第3項に基づく非常手段に訴えるに至った。すなわち憲法第49条第3項によれば、内閣総理大臣は、議案の表決に関し政府の責任をかける(engager)ことができ、この場合は、その後24時間以内に内閣不信任案が可決されない限り、その議案は採択されたものと見なされることになる。

こうして12月4日から5日未明にかけての国民議会における審議終了後に、バール首相は、憲法第49条第3項に基づき、閣議の審議を経た上で、同法案の表決について、政府の責任をかける旨の宣言を行った。次いで翌12月6日から

7日未明にかけて再開された本会議において、社会党および共産党がそれぞれ提出した内閣不信任案が否決され、その結果同法案は事実上可決された。この過程で政府は原案を自ら修正し、所得税の免税点以下の所得しかない年金受給者については、保険料を免除することとした。この修正によって、新保険料による増収見込みは、当初の16億が13億に減少した。

その後12月17日に、上院においても同法案は採決された。

(注) 社会保障法典L.第354条および1967年8月21日のオルドナンス第67-706号第13条にそれぞれ次のような規定がある。

「社会保障法典L.第354条：労働および社会保障大臣の命令(アレテ)は毎年、社会保障高等審議会の意見を聴取した後、当該給付サービスより生ずる費用に充てるため、年金支給額につき控除して、初級疾病保険金庫に払われるべき率を定めることができる。」

「1967年8月21日のオルドナンス第13条：

(前略)

疾病、出産、廃疾および死亡保険の名目で負担される拠出金は、報酬、給料または年金に基づき、一部は一定上限まで、一部は総所得額を対象として徴収される。(下線筆者)(後略)」

Le Monde 2-3,5,6,8,19 décembre 1979.

(平山 卓 国立国会図書館)